

茨木市病児保育事業利用のご案内

【問い合わせ先】 茨木市こども育成部保育幼稚園事業課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

直通 072-620-1638

この案内は、児童が病気の回復期に至らない場合でかつ、症状の急変など入院治療の必要がない場合において、保護者の方が就労等で児童を保育することが難しい場合に、その児童を適切な処遇ができる施設(病児保育室)において一時的にお預かりする事業について記載しています。

内容をよく確認し、ご利用ください。

※どのような病気・症状で利用できるかについては

「1.利用できる症状について」(2ページ目)をご覧ください。



目次

1. 利用できる症状について.....	2ページ
2. 利用要件について.....	2ページ
3. 利用の登録と利用時の注意事項について.....	2ページ
4. 利用料金について.....	3ページ
5. 各病児保育室の概要.....	3ページ
6. 病児保育室利用の流れ 済生会茨木病院「ひなたぼっこ」の場合.....	4ページ
7. 病児保育室利用の流れ 篠永医院「さうだーで」の場合.....	6ページ
8. ご家庭から持参していただくもの.....	7ページ
(参考)茨木市訪問型病児・病後児保育利用料金補助制度のご紹介.....	8ページ

添付書類一覧

- (1) 茨木市病児保育利用申込書・茨木市病児保育意見書(ひなたぼっこ用)
- (2) 茨木市病児保育利用申込書・茨木市病児保育意見書(さうだーで用)
- (3) 就労証明書、内職証明書、病気・介護(看護)証明書



病児保育事業についてのホームページはこちら

- ・各種様式のダウンロード
- ・各施設の様子 等

1. 利用できる症状について

児童が日ごろかかる病気などが対象です。

例:風邪、消化不良症(頻繁におこる下痢、嘔吐)、骨折、外傷
感染症(インフルエンザ、水痘(水ぼうそう)など)

※上記の病気でも、隔離等の都合上利用できないことがあります。

2. 利用要件について

以下の①～⑥のいずれかの要件に該当する茨木市民が、病児保育事業を利用できます。

要件の確認のため、保護者それぞれ次の事象を証明する書類等(以下、「就労証明書等」といいます)を提出してください。また、対象年齢については、「5.各病児保育室の概要」をご確認ください。なお、就労証明書等の様式は、1 ページ目の電子コードからの取得も可能です。

①就労	居宅内外で、月 64 時間以上労働することを常態としていること
②出産	妊娠中または出産後間がないこと(産前6週(多胎出産の場合は 14 週)のかかる月初めから産後8週を経過する日の属する月の末日まで)
③疾病	疾病もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること
④介護・看護	同居または別居の親族(長期期間入院等をしている親族を含む)を月 64 時間以上介護または看護することを常態としていること
⑤災害復旧	震災、風水害、火災 その他の災害の復旧に当たっていること
⑥就学	月 64 時間以上就学することを常態としていること

※すでに保育幼稚園事業課に令和6年度の保育所等の利用申込や、令和6年度の保育所等継続利用申込等、病児保育事業利用年度分の就労証明書等を提出済みの場合は、改めて提出する必要はありません。

3. 利用の登録と利用時の注意事項について

【利用の登録について】

- ・登録は、年度ごとに必要です。
- ・右図の二次元コードまたは以下の URL よりご登録ください。
登録フォーム URL【https://logoform.jp/form/2Qoq/byoujihoiku_R6】



【利用時の注意事項】

- ・病児保育施設の利用は、事前予約が必要です。利用希望日の前開室日までに必ず施設に予約してください。
※月曜日の予約は、前週土曜日の午前9時から正午まで受付をしています。
- ・病児保育室を利用する児童の隔離等の都合により、予約を受け付けられない場合があります。
- ・各病児保育室の利用時間を厳守していただき、お迎えの時間に遅れることのないようお願いいたします。
- ・病児保育施設利用の予約をキャンセルする場合は、必ず予約した病児保育室にご連絡ください。連絡なしのキャンセルが増えているため、必ずご連絡していただくようご協力ください。

4. 利用料金について

	児童 1 人当たりの利用料金
(A) B・C 以外の世帯	2,000 円
(B) 市町村民税非課税世帯	1,000 円
(C) 生活保護世帯等※	無料

※生活保護世帯等とは、生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者である世帯、又は保護者が児童福祉法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である世帯をいいます。

令和 6 年度の利用料金の決定内容は次のとおりです(各年度の市町村民税所得割課税額で決定)。

利用料金	令和 6 年 4 月分～8 月分	令和 6 年 9 月分～令和 7 年 3 月分
市町村民税額	令和 5 年度市町村所得割課税額 (令和 4 年 1 月～12 月の収入分)	令和 6 年度市町村所得割課税額 (令和 5 年 1 月～12 月の収入分)

- ・(B)世帯に該当する方で、利用料金算定対象年度において、茨木市外に住民登録されていた場合は、非課税証明書等のコピーをご提出ください。
- ・(C)世帯に該当する方は、生活保護証明書等(受給者証でも可)をご提出ください。茨木市在住で市民税を申告済みの方や、市外に住民票があった方で保育所等利用申込みのため既に提出済みの場合は不要です。

5. 各病児保育室の概要(詳細は4～6 ページをご覧ください)

	済生会茨木病院附属 病児保育室ひなたぼっこ	篠永医院附属 病児保育室さうだーで
住所	茨木市上穂積 1-2-27 済生会茨木医療福祉センター1 階	茨木市真砂 1-2-36
電話番号	072-621-4657	072-633-5397
利用できる児童	生後 6 か月から 小学校 3 年生までの児童	離乳食完了(約 1 歳 6 か月)から 小学校 3 年生までの児童
利用可能日	月曜日から金曜日(祝日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く)	
利用可能時間	午前 8 時 30 分～午後 6 時 ※午前 8 時 30 分から順次入室前診断後入室ができます。 また、入室時、症状により医師の診察に時間がかかる場合があります。	
利用期間	1 回につき、連続して 7 日以内(休業日は利用できません)	
定員	1 日につき最大 6 人	
利用料金以外の実費徴収	実費徴収はありません。 ※お弁当・おやつを持参してください。	おやつ代(300 円) ※お弁当を持参してください。

6. 病児保育室利用の流れ 済生会茨木病院「ひなたぼっこ」の場合

疾病による発熱、咽頭痛、咳等の風邪症状がある場合

登 録

2ページの「病児保育事業利用登録フォーム」にてご登録ください

「病児保育事業利用登録フォーム」にてご登録ください。
利用には、年度ごとに登録が必要です。
病児保育事業利用年度分の就労証明書等をご提出いただいていない場合、保護者の方それぞれの「就労証明書」等のご提出が必要です。

医療機関での受診

利用日の前日までに受診し、意見書をご用意ください

小児科医等の診断を受け、「茨木市病児保育意見書」(有料、利用申込書に併記)を記入してもらってください。その際、「新型コロナウイルス感染症」の抗原検査等を医師に依頼し、検査を受け意見書に結果を記入してもらってください。※検査を断られた場合は、予約時にその旨をお知らせください。

予 約

前開室日までに予約が必要です

発熱者の予約受付時間は、平日の午前9時～午後6時です。
月曜日の予約に限り、前週土曜日の午前9時～正午も受付します。
キャンセルの場合は、利用当日の午前8時までに連絡してください。
※留守番電話に残していただいても構いません。
予約の際に、「茨木市病児保育意見書」の疾病の番号および「新型コロナウイルス感染症」の抗原検査等の検査結果をお伝えください

入室前診断

利用当日の午前8時から抗原検査・入室前診断を行います

検査は救急外来で行います。済生会茨木病院の玄関にインターホンがありますので、「病児保育室入室希望で、抗原検査を受けにきました」とお伝えください。係員がご案内します。時間に遅れないように集合をお願いします(※複数名ご利用の日はお待ちいただく場合もあります)。
「新型コロナウイルス感染症」の感染防止のため、病児保育室の利用希望者は、実費にて抗原検査を受検いただきます(保険診療)。医療機関での受診時に抗原検査等を受検した場合であっても、利用当日に再度、かかりつけ医もしくは済生会茨木病院で抗原検査等の受検が必要ですので、ご了承ください。
抗原検査結果(陰性)が確認できてからの受入となるため、保護者の方には、9時頃までお待ちいただく場合があります。「茨木市病児保育意見書」があっても、当日の児童の病状や隔離等の都合により、受入れできないことがあります。

入 室

利用料金の支払い

抗原検査等の診療費はお迎えの際に病院窓口でお支払いください。

【留意事項】

※病児保育は治療行為ではありません。抗原検査を行う場合も薬剤の処方等はいりません。

※処方されたお薬を持参してください。

※お子さまの病状が急変した場合は、ただちに保護者の方に連絡させていただき、お迎えをお願いする場合があります。

※きわめて緊急性が高いと判断した場合は、医療行為を行います。その際は診療費が別途必要です。

※利用当日や連絡なしのキャンセルのために、利用できない方が増えています。キャンセルされる場合は、必ず施設へのご連絡をお願いします。

※感染対策には細心の注意を払っておりますが、病児保育室内で他の疾病に感染する等のケースは、病児保育事業の性質上、完全に防ぐことはできません。ご理解のうえ、ご利用いただきますようよろしくお願いします。

(ひなたぼっこの場合)

疾病による発熱、咽頭痛、咳等の風邪症状がない場合（外傷など）

登 録

2ページの「病児保育事業利用登録フォーム」にてご登録ください

「病児保育事業利用登録フォーム」にてご登録ください。

利用には、年度ごとに登録が必要です。

病児保育事業利用年度分の就労証明書等をご提出いただいていない場合、保護者の方それぞれの「就労証明書」等のご提出が必要です。

予 約

前開室日までに予約が必要です

予約受付時間は、平日の午前9時～午後6時です。

月曜日の予約に限り、前週土曜日の午前9時～正午も受付します。

キャンセルの場合は、利用当日の午前8時までに連絡してください。

※留守番電話に残していただいても構いません。

予約の際に、既に医療機関で受診されている場合は、「意見書」の疾病の番号等をお伝えください。

医療機関での受診

利用日の前日までに受診し、意見書をご用意ください

小児科医等の診断を受け、「茨木市病児保育意見書」（有料、利用申込書に併記）を記入してもらってください。このときに詳しい病状がわかった場合は、必ず、「意見書」の疾病の番号等をもう一度お電話でお伝えください。

入室前の問診

利用当日の午前8時 30 分から入室前の問診を行います

直接、病児保育室ひなたぼっこにお越しください。

時間に遅れないように集合をお願いします（※複数名ご利用の日はお待ちいただく場合もあります）。

病状の悪化が予想されるお子さまの保護者の方には、9時からの小児科医診察のため残っていただく場合があります。

「茨木市病児保育意見書」があっても、当日の児童の病状や隔離等の都合により、受入れできないことがあります。

入 室

利用料金の支払い

【留意事項】

※病児保育は治療行為ではありません。

※処方されたお薬を持参してください。

※入室後、済生会茨木病院の小児科医が病児保育室でお子さまの診察を行います。

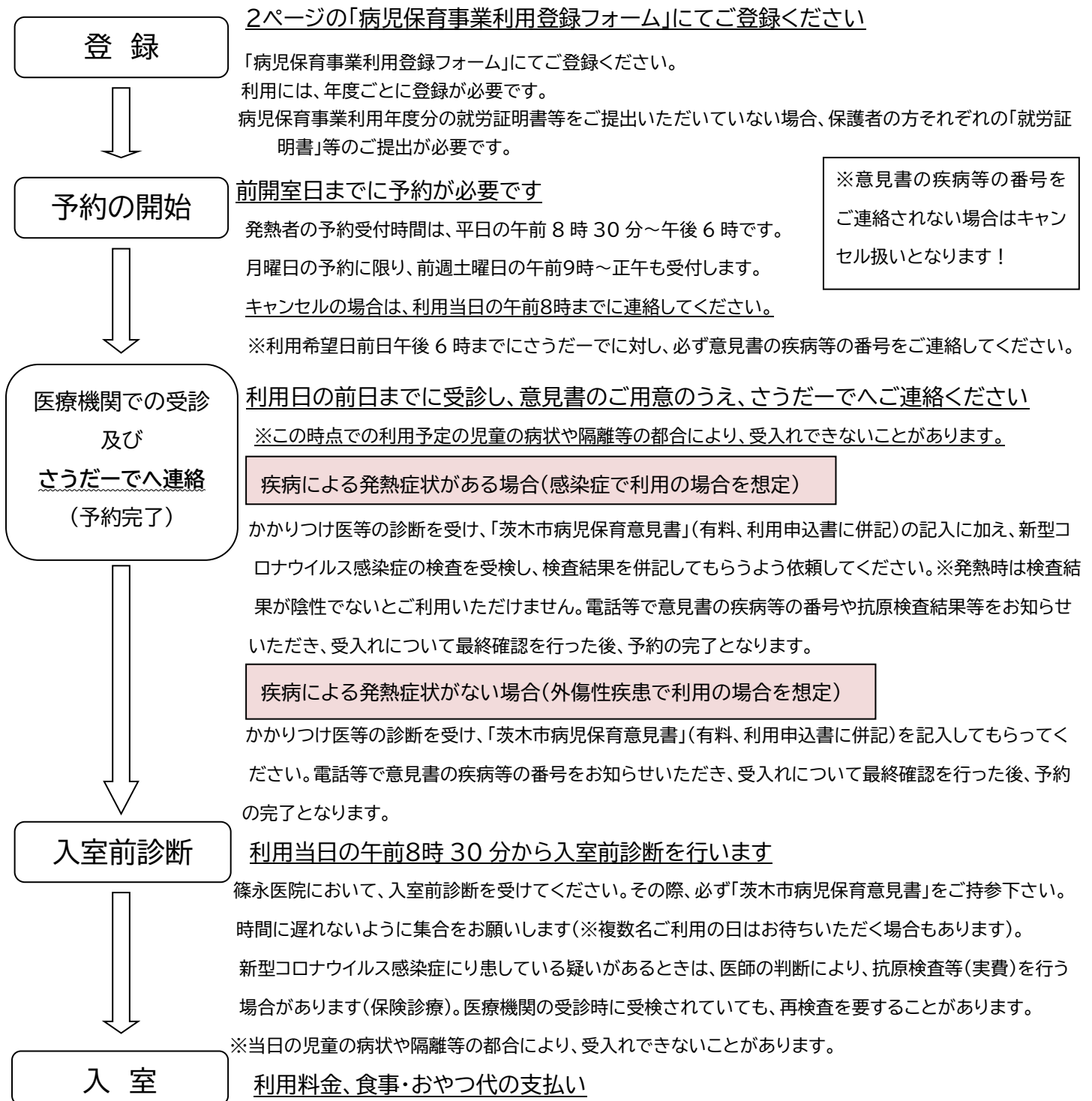
※お子さまの病状が急変した場合は、ただちに保護者の方に連絡させていただき、お迎えをお願いする場合があります。

※きわめて緊急性が高いと判断した場合は、医療行為を行います。その際は診療費が別途必要です。

※時間外の診療は、かかりつけ医で受診してください。

※利用当日や連絡なしのキャンセルのために、利用できない方が増えています。キャンセルされる場合は、必ず施設へのご連絡をお願いします。

7. 病児保育室利用の流れ 篠永医院「さうだーで」の場合



【留意事項】

- ※病児保育は治療行為ではありません。抗原検査を行う場合も薬剤の処方等はおこないません。
- ※処方されたお薬と、お弁当を持参してください。その他持ち物は、市ホームページにてご確認ください。
- ※お子さまの病状が急変した場合は、ただちに保護者の方に連絡させていただき、お迎えをお願いする場合があります。
- ※きわめて緊急性が高いと判断した場合は、医療行為を行います。その際は診療費が別途必要です。
- ※利用当日や連絡なしのキャンセルのため、利用できない方が増えています。キャンセルの場合、必ず施設へご連絡をお願いします。
- ※感染対策には細心の注意を払っておりますが、病児保育室内で他の疾病に感染するケースは、病児保育事業の性質上、完全に防ぐことはできません。ご理解のうえ、ご利用いただけますようよろしくお願いします。

8. ご家庭から持参していただくもの

病児保育室をご利用の際は、必要に応じて下記のものをご家庭から持参していただきますようお願いいたします。また、持ち物には、すべてフルネームでお名前を書いていただきますようお願いいたします。

	済生会茨木病院附属病児保育室 ひなたぼっこをご利用の場合	篠永医院附属病児保育室 さうだーでをご利用の場合
施設毎に異なる 持ち物	☐ おやつ	☐ 母子手帳(原本、コピーでも可)
年齢、お子様の よって必要とする 場合に持参して いただくもの	☐ 粉ミルク ☐ 哺乳瓶(3本) ☐ 水筒(お茶など) ☐ 愛着品(お昼寝の際いつも手放せないぬいぐるみやタオル等) ☐ 食事用エプロン ☐ 紙おむつ(10枚程度) ☐ おしりふき	☐ 愛着品(お昼寝の際いつも手放せないぬいぐるみやタオル等) ☐ 食事用エプロン ☐ 紙おむつ(10枚程度) ☐ おしりふき
共通の持ち物	☐ 「茨木市病児保育事業利用申込書」兼「意見書」 ☐ 保険証の写し ☐ こども医療証の写し ☐ 現在服用している薬と説明書 ☐ 着替え(2～3枚) ☐ 下着(2～3枚) ☐ 靴下 ☐ パジャマ ☐ 手拭きタオル(2枚) ☐ バスタオル(掛け布団として1枚) ☐ スーパー等のビニール袋(汚れ物入れとして3枚) ☐ お弁当 ☐ コップ ☐ お箸・スプーン・フォーク	
自己確認欄	☐ すべての持ち物に名前を書きました	

※ 持参いただけなかった物品が必要であった場合、実費徴収させていただきます。

※ 汚物は、病児保育室では洗濯できません。

※ 小児科医等の意見書(申込書)を忘れずご持参ください。

※ 症状によっては上記以外に必要な物品をご持参ください。

茨木市 訪問型病児・病後児保育利用料補助制度のご紹介

※病児保育室の利用料金はこちらの補助制度の対象ではありません。

お子さんが病気やケガで保育施設や小学校に通えないとき、お仕事などの理由でベビーシッター等による病児・病後児保育サービス（以下「サービス」という。）を利用した場合に、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、その料金の一部を補助します。

1 対象

次の(1)～(4)すべてにあてはまる児童が対象です。

- (1) 茨木市に居住していること。
- (2) 児童が生後6か月から小学校3年生までであること。
- (3) 児童がサービス利用をした日の前後7日以内に医療機関を受診していること。
- (4) 保護者が次のいずれかの理由により、児童の保育が困難であること。



- ① 会社や自宅を問わず、月64時間以上労働することを常態としている。
- ② 妊娠中であるかまたは出産後間がない。
(出産(予定)日から産前6週(多胎児出産の場合は14週間)のかかる月の初めから産後8週を経過する日の属する月の末日まで)
- ③ 疾病もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している。
- ④ 親族を月64時間以上介護または看護することを常態としている。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
- ⑥ 月64時間以上就学することを常態としている。

※児童の保育が困難である理由を証明する書類(就労証明書等)は、保護者それぞれの提出が必要です。ただし、すでに保育幼稚園事業課に令和6年度の保育所等の利用申込や、令和6年度の保育所等継続利用申込等で提出済みの場合は、改めて提出する必要はありません。

2 補助の内容

- (1) 日数 …サービスの利用にかかる1回の発病につき7日まで
- (2) 補助金額…次のAまたはBのいずれか少ない方

A	B
1日の病児保育サービス利用時間合計(1時間未満切捨て)×1,000円(1日あたり最大10時間まで) ※市町村民税非課税世帯や、生活保護世帯等は×2,000円	サービスの利用に要した費用 (勤務先の福利厚生等や、クーポン券等利用分は、上記費用に含みません)

- (3) 上限 …児童1人につき年間(4月から翌3月までの申請分)4万円 まで
(市町村民税非課税世帯や生活保護世帯等は8万円) まで

※入会金、年会費、登録料、交通費その他これらに準ずる費用は補助対象外です。

※月会費に当該月の利用料が含まれる場合は、これを当該月の病児保育サービスの利用に要した費用とみなします。ただし、実際にサービスを利用した場合に限ります。

3 対象となる事業者

下記に該当する事業者、NPO法人等の病児・病後児保育サービスが補助の対象です。

- ・公益社団法人 全国保育サービス協会加盟事業者
- ・上記協会が国から委託を受けて実施する

ベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者（二次元コードはコチラ→）

http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm#area_27

各事業者が実施するサービスの内容については、事業者にお問い合わせください。



4 サービス利用から補助金交付までの流れ



(1) サービス利用後、提出書類等を、窓口または郵送で保育幼稚園事業課まで提出してください。

提出書類等の詳細は当制度の案内冊子または、茨木市のホームページをご確認ください。

《注意》申請期限があります！

申請書はサービスを利用した日から起算して1年以内に提出してください。

(2) 補助の決定、補助金の交付

審査後、補助金交付が決定した方には、「決定通知書」をお送りし、補助金を指定された口座に振り込みます。

詳細は、茨木市 訪問型病児・病後児保育利用料補助制度についての案内冊子
または、茨木市のホームページをご参照ください。（二次元コードはこちら→）

